

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

父子菓子

顔写真入りのバースデーケーキ、食べられるシートに写真を印刷し、ケーキに張り付けた「ピクトケーキ」を独自に開発、販売して評判の東京・目黒のBAKE。累計7万個を販売しているが製造はしていない、工場を持たない。商品の開発と販売に特化し、製造を担うのは札幌市の菓子メーカーきのとや、長沼真太郎BAKE社長の父、昭夫氏が経営する会社。それぞれが得意分野に集中する別会社。きのとやは厳しい環境にある北海道の酪農を守りたい一心で道内での商売に拘っている。BAKEはピクトケーキをネット販売しているほか、一つの商品に特化した専門店を国内外に15店舗展開、売上高も10億円に。日経ビジネス所載。

ヒント

税務 ミニガイド

前払費用は、原則として、支払時に資産計上し、役務の提供を受けた時に損金となります。ただし、地代家賃や利息、保険料など、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものについて、継続して支払った事業年度の損金の額に算入しているときは、支払時の損金算入が認められます。



梶原の棚田の田植(徳島県)

四国フォトサービス/オアシス

地方拠点強化税制 — オフィス減税

□ 地方拠点強化税制の創設

人口の東京圏への一極集中を是正し、地方において毎年10万人の若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化への取組みの一環として、平成27年度税制改正において、地方拠点強化税制が創設されました。

地方拠点強化税制には、①地方にある企業の本社機能の強化支援（拡充型）と、②東京都特別区内から地方へ移転する場合の支援（移転型）の2種類があり、それぞれ、オフィス減税（オフィスに係る建物等に対する特別償却または税額控除）の新設、雇用促進税制の拡充が制度化されましたが、ここではオフィス減税について確認していきます。

□ 適用対象法人

青色申告書を提出する法人で地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成27年8月10日）から平成30年3月31日までの期間（指定期間）内に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けたものが対象となります。

□ 適用対象地域

適用対象地域としては、地方活力向上地域内であることが要件となります。

地方活力向上地域とは、特定地域（東京都特別区）および集中地域（三大都市圏の一定の地域）以外の地域で都道府県、市町村が企業の拠点強化を支援する具体的な区域として特定された地域をいいます。

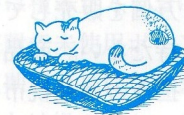
なお、特定地域（東京都特別区）からの移転を伴う場合は「移転型」、それ以外は「拡充型」となります。

□ 適用対象期間等

地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、当該認定計画に記載された地域再生法に規定する特定業務施設（本社機能や研究所など）に該当する建物、建物附属



○ズボンやカバンについている金具を上下させて開閉するファスナー、チャック、ジッパーは、全て同じもの。ファスナーは1891年アメリカで考案された。正式にはスライドファスナー。チャックは1927年広島の日開閉機という会社が作った。チャック印という商標は巾着をもじった名前。つまりチャックは日本語。ジッパーは開閉時の音から。アメリカでよく使われる。



設備および構築物で、取得価額が2,000万円（小企業においては1,000万円）以上のもの（特定建物等）で、その建設の後事業の用に供されることがないものの取得等をして、これを当該人の営む事業の用に供した場合が対象となります。

□ 特別償却

事業供用日を含む事業年度（供用年度）の該特定建物等について、「拡充型」の場合は取得価額の15%、「移転型」の場合は取得価額の25%の特別償却をすることができます。

□ 税額控除

特別償却に代えて、供用年度の所得に対する法人税額から特定建物等の取得価額に対して「拡充型」は4%（認定を受けた日が平成29年度の場合は2%）、「移転型」は7%（認定を受けた日が平成29年度の場合は4%）の税額控除割合を乗じて算定した額を控除することができます。

ただし、当期の法人税額の20%が上限となります。

□ 適用関係

これらの改正規定は、平成27年8月10日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

役員退職金が現物で 支給された場合

会社が役員の退職に際して、本人の希望や会社の資金繰りの都合で今まで居住していた会社所有の社宅を退職金として現物で支給するケースがあります。この場合の課税上の留意点を考えてみます。

- (1)所得税の扱い 時価よりも低額になる社宅の譲渡が会社役員の退職に基因して行われたときは、譲渡対価と時価との差額は、経済的利益として退職金扱いとなります。
- (2)源泉所得税の扱い 社宅につき時価よりも低額になる譲渡が行われた場合、時価と実際に支払った対価との差額については、源泉所得税の追徴課税が行われることとなります。
- (3)法人税の扱い 法人税の場合でも、社宅の時価と実際に支払われた対価との差額は退職金として扱われるわけですが、特に役員退職金であ

る場合で、仮に過大退職金と認定された金額は損金の額に算入されません。又以前は、厳格な損金経理要件が存在していましたが、平成18年4月1日以後に開始する事業年度からはこの要件は廃止されています。

(4)消費税の取扱い 退職金の現金支給に代えて社宅を役員に給付することは、まさに代物弁済に該当し、よって代物弁済は消費税上の資産の譲渡等に該当します。社宅の場合は、土地価額部分と建物価額部分に分けられ、土地部分は非課税売上となりますが、建物部分は譲渡対価の額が課税売上となります。なお、建物と土地等を同一人物に同時に譲渡した場合で合理的に区分がされているときは、通常取引価額を基礎として区分することになります。

(5)裁判例 役員に対して退職金の一部として現物支給した土地の価額について、社宅として居住していた借地権の存在を否定している事例があります。

[東京地判平6.11.29、東京高判平8.3.26、最高裁平10.6.12]

ナマの税務相談室

Q 今年の母（甲）の確定申告では大変お世話になりました。

ホッとしたところですが、新たな課題が生まれたので、再度ご相談いたしたく参りました。

A お母様はご高齢にも拘わらずお元気で何よりです。さて、今日はどのような？

Q 有難うございます。母も90歳で元気ですし四世代同居しています。ご相談したいのは母にとってひ孫（乙）にあたる私の孫、中学と高校に通う二人の孫に対する教育資金贈与の非課税手続きです。

高齢の母も自分の生活資金や万一の時の出費予想額を備えておけば余分なお金は生かして使いたい気持ちがあるようです。

A 成程、ご主旨は判りました。では、手続きの趣旨概要をご説明しましょう。少子高齢化時代といわれ、かつ、高齢者世代が多くの貯蓄を所有していることに着目し、お金の流通

生きた政策、お金も生きる

を促進させ経済の活性化を目指したのが政策の背景とされています。

税の優遇策として直系尊属から教育資金の一括贈与

を受けた場合の贈与税の非課税制度です。この場合、贈与を受ける対象者は30歳の誕生日の前日までという年齢制限があります。

手続きの要旨は乙が直系尊属の甲と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託受益権を取得し、甲の書面契約により甲から贈与された金銭「1,500万円、かつ学校等以外に対してはその内500万円が限度額」を信託会社に預入することが出発点です。

信託会社に預入された金銭の払出しは学費等教育費のために支出した際の領収書を基に行います。信託終了日において使用未了による預金残高及び教育費以外の使用額は贈与税の課税対象です。なお、領収書の原本は毎年3月15日までに信託会社に提出しなければなりません。

ナマの税務相談室

いよいよ盛んになる 気配のふるさと納税

所 得税の確定申告時期を了えて、今年は例年になくふるさと納税の拡がりを強く感じました。

昨 年の確定申告時期には、税金特集をした「東洋経済」が、「2014年に平戸市への寄附金は約13億円（前年度3.9億円）に上り、全国の自治体で初めて10億円を突破した。」と報道していました。

と ころが、2015年になると、10億円突破自治体は22にのぼり、最高は35億円に達しています。トップの都城市を筆頭に焼津市、平戸市、天童市、佐世保市、伊那市、浜田市とつづき、いずれも20億円を超えています。件数は、同じく都城市の23万件超を筆頭に天童市、焼津市、浜田市、

佐世保市とつづき、いずれも10万件を超えています。

ち なみに、昨年末、伊那市のふるさと納税の今年末の見込額が22億円となり、そのための補正予算が提出されたという報道がありました。伊那市の場合、総額で6位なのに件数で27,030件と30位にも入っておらず、寄附額の平均単価が高くなっています。理由は寄附に対する返礼の種類を拡充し、地元農産物のほか地元企業のモバイル製品、パソコン周辺機器などを追加したところ、前年比131倍にも寄附が急増したからです。

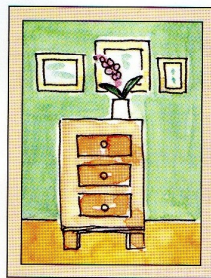
伊 那市は、市税収入82億円、国庫補助金27億円という規模の歳入予算の自治体なので、22億円の寄附金収入とい

うことになると、予算の組み直しをしないと、市政事業を執行できないことになるのかもしれない。

多 くの自治体ではその土地の特産品、工芸品、旅館やホテルの宿泊券など、自治体自慢の品々をお礼として寄附者に送っています。そして最近では、謝礼品を拡充させ、「ポイント&カタログ制度」を取り入れる傾向にあります。ポイントは、寄附金の3割から5割くらいに相当し、有効期間中は積み立てておけ、再度の寄附で未使用ポイントも合せて期間延長になります。

寄 附とは縁のなかった高所得の社長さんが、有効限度いっぱいふるさと納税をして、貰ったポイントを、従業員に臨時ボーナス的に分配している人がいました。これからは、ふるさと納税の最有効限度額の予測計算を求められることが多くなりそうです。

「**笠**して山ほととぎすほ
しいまま 久女」
唱歌「夏は来ぬ」に時鳥
早もきなきて、とあり、鶯
は春を、時鳥は夏を知らせ
ます。しかし、時鳥はズル
く、産んだ卵を他の鳥の巣
に預け、托卵します。まあ、
固いことは言いつこなし。
英国女王も本当の誕生日は
4月なのですが、未だ寒い
という理由で、6月第二土
曜日に祝典が行われます。
5日芒種、21日夏至。



私は失敗したことがない。
ただ、一万通りの、
うまく行かない方法を
見つけただけだ。

(トーマス・エジソン)

6月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○5月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○5月分個人住民税特別徴収分の納付	
○所得税の予定納税額の通知 (税務署長より)	15日		
○4月決算法人の確定申告	30日	○4月決算法人の確定申告	
○10月決算法人の中間(予定)申告		○10月決算法人の中間(予定)申告	
		○個人住民税の普通徴収第1期分納付 (条例による)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。